

高石市競争入札指名停止要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品購入、請負業務、委託業務、賃貸借等（以下「工事等」という。）の入札契約事務の適正な執行及び契約の適正な履行を確保するため、有資格者（高石市契約規則（平成7年高石市規則第3号）第6条に定める有資格者をいう。以下同じ。）の指名停止等の措置（以下「停止措置」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等 有資格者が個人の場合は本人、法人の場合は代表取締役その他の役員及び支配人、営業所長又は支店長など契約締結権限を有する者（別表に定める措置要件（以下「措置要件」という。）に該当する事実又は行為の発生時に役員等であった者を含む。）をいう。
- (2) 使用人 有資格者が使用する者のうち、役員等以外の全てのもの（措置要件に該当する事実又は行為の発生時に使用人であった者を含む。）をいう。
この場合において、有資格者との雇用契約の有無は問わない。

(停止措置等)

第3条 市長は、有資格者が措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、高石市指名業者選定委員会（高石市指名業者選定委員会規則（昭和45年高石市規則第11号）第1条に定める指名業者選定委員会をいう。以下「指名業者選定委員会」という。）に諮って、別表に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について停止措置を講じるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により停止措置を講じたときは、指名競争入札において、現に停止措置を受けている有資格者（以下「指名停止有資格者」という。）を指名しないものとする。
- 3 市長は、指名競争入札において、指名している有資格者に停止措置を講じたときは、当該指名を取消すものとする。
- 4 市長は、一般競争入札を実施するときは、指名停止有資格者を当該一般競争入札に参加させないものとする。
- 5 市長は、一般競争入札において、入札参加資格を認めた後に当該有資格者に停止措置を講じたときは、当該入札参加資格を取消すものとする。
- 6 市長は、随意契約をするときは、指名停止有資格者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、災害等における緊急の必要があるとき、特殊な技術を必要とするとき又は市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限

りでない。

- 7 指名停止期間の起算日は、指名業者選定委員会に諮った後、市長が措置要件に該当する事実を認定した日とする。

(下請負人等及び共同企業体に関する停止措置)

第4条 市長は、前条第1項の規定により停止措置を講じる場合において、当該停止措置について責めを負うべき有資格者である下請負人又は再委託先(以下「下請負人等」という。)があるときは、当該下請負人等について、指名業者選定委員会に諮って、元請負人の指名停止期間の範囲内において停止措置を講じるものとする。

- 2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について停止措置を講じるときは、当該共同企業体の有資格者である構成員(当該停止措置について明らかに責めを負わないと認められる者を除く。)について、指名業者選定委員会に諮って、当該共同企業体の指名停止期間の範囲内で停止措置を講じるものとする。
- 3 市長は、共同企業体の構成員である有資格者について停止措置を講じるときは、当該共同企業体について、指名業者選定委員会に諮って、当該有資格者の指名停止期間の範囲内で停止措置を講じるものとする。

(指名停止期間の特例)

第5条 有資格者が同一の事案により措置要件の2以上に該当するときは、当該措置要件に該当する期間のうち最も長いものをもって指名停止期間とする。

- 2 指名停止有資格者が他の事案により新たに措置要件に該当することとなったときは、新たに該当することとなった措置要件に該当する期間に既に措置されている指名停止期間の残期間を加算するものとする。ただし、加算後の指名停止期間は、3年を超えることはできない。
- 3 指名停止期間終了後1年を経過するまでの間に同一の有資格者が他の事案により再度措置要件に該当することとなった場合の指名停止期間は、当該措置要件に該当する期間を1.5倍するものとする。ただし、1.5倍後の指名停止期間は、3年を超えることはできない。
- 4 措置要件について、有資格者に極めて悪質な事由があるとき又は極めて重大な結果を生じさせたものであるときは、当該措置要件に該当する期間を2倍するものとする。ただし、2倍後の指名停止期間は、3年を超えることはできない。
- 5 措置要件について、有資格者に情状酌量すべき事由があるときは、情状に応じて当該措置要件に該当する期間を2分の1まで短縮することができる。ただし、短縮後の指名停止期間は、1月を下回ることはできない。
- 6 市長は、別表第8項のいずれかに該当する指名停止有資格者について、次の各号のいずれかに該当するときは、別表第8項に定める期間を2分の1まで短縮することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する事実が、指名停止期間の2分の1を経過後に明らかになったときの指名停止期間は、当該事実

が確認できた日までとする。

- (1) 指名停止有資格者より、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条の 4 第 1 項から第 3 項までの規定に基づく課徴金減免制度が適用された旨の申出を受け、その事実を確認したとき。
- (2) 指名停止有資格者より、独占禁止法第 7 条の 4 第 1 項から第 3 項までの規定に基づく課徴金減免申請を行い、同法第 7 条の 2 に規定に基づく売上額（課徴金算定の基礎となる売上額）が存在しない理由により同法第 7 条の 2 の規定に基づく課徴金納付命令の対象とならなかった旨の申出を受け、その事実を確認したとき。
- (3) 指名停止有資格者より、独占禁止法第 7 条の 2 第 3 項に基づき課徴金算定率が軽減された旨の申出を受け、その事実を確認したとき。

（指名停止期間の変更）

第 6 条 市長は、指名停止有資格者について情状酌量すべき事由又は極めて悪質な事実が判明したときは、指名業者選定委員会に諮って、当該指名停止有資格者の指名停止期間の 2 分の 1 又は 2 倍の範囲内で指名停止期間を変更することができる。ただし、変更後の指名停止期間は、1 月を下回り、又は 3 年を超えることはできない。

（停止措置の解除）

第 7 条 市長は、指名停止有資格者が、当該停止措置の措置要件に該当することとなった事案について責めを負わないことが明らかになったときは、指名業者選定委員会に諮って、速やかに当該停止措置を解除するものとする。

（指名停止期間の継続）

第 8 条 指名停止有資格者が、その資格を取り下げ、若しくは取り消され、又は参加資格有効期間が満了した場合においても、指名停止期間は継続するものとする。なお、指名停止期間中に、改めて有資格者となった場合においても同様とする。

（通知）

第 9 条 市長は、第 3 条第 1 項の規定により停止措置を講じたとき、第 6 条の規定により指名停止期間を変更したとき又は第 7 条の規定により停止措置を解除したときは、遅滞なく当該有資格者にその旨を通知するものとする。ただし、市長が有資格者に通知する必要があると認める相当の理由があるときは、この限りでない。

（下請負人等の制限）

第 10 条 市長は、契約を締結した有資格者から下請負又は再委託の承認請求があった場合において、下請負又は再委託しようとする下請負人等が指名停止有資格者であるときは、下請負又は再委託の承認をしないものとする。ただし、災害等における緊急の必要があるとき、特殊な技術を必要とするとき又は市長

がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(停止措置の承継)

第11条 指名停止有資格者から合併等により指名停止有資格者の営業を実質的に承継したと認められる有資格者は、当該指名停止有資格者の停止措置を承継するものとする。

(警告又は注意喚起)

第12条 市長は、この要綱の目的を達成するために必要があると認めるときは、指名業者選定委員会に諮って、有資格者に対して口頭又は文書による警告又は注意喚起を行うことができる。

(指名回避等)

第13条 市長は、有資格者が措置要件のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、第3条第1項の規定により停止措置を講じるまでの間、当該有資格者に対する指名回避又は入札参加の取消し（以下「指名回避等」という。）を行うことができる。

2 市長は、有資格者が不渡手形を発行するなど経営不振に陥ったときは、経営が再建されたと認められる日まで指名回避等を行うものとする。

3 前2項の規定による指名回避等は、当該指名回避等の事由となった事実を市長が確認した日から起算するものとする。

4 市長は、第1項の規定により指名回避等を行った有資格者が、措置要件に該当しないことが明らかになったと認めるとき、又は第2項の規定により指名回避等を行った有資格者の経営が再建されたと認められるときは、当該指名回避等を解除するものとする。

5 第3条第2項から第6項まで、第4条、第9条、第10条、第11条並びに第12条の規定は、第1項及び第2項の規定により指名回避等を行う場合について準用する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の高石市競争入札指名停止要綱の規定によってした指名停止措置は、この要綱による改正後の高石市競争入札指名停止要綱の規定によってした停止措置とみなす。

別表

措置要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 本市発注工事等の契約に関して、次の各号に掲げる書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 入札参加資格審査申請書及びその添付書類</p> <p>(2) 一般競争入札等における参加申請書及びその添付書類</p> <p>(3) 前各号に掲げるもののほか、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 24 条の 7 第 1 項に規定する施工体制台帳その他の提出書類</p>	<p>6 月</p>
<p>(粗雑工事等)</p> <p>2 本市発注工事等について、有資格者が故意又は過失により粗雑な工事の施工、粗雑な業務の実施、粗雑な物品の納品等をし、又は品質、数量等について不正の行為をしたと認められるとき。ただし、契約不適合が軽過失に起因し、かつ、契約不適合の程度が軽微なときはこの限りでない。</p>	<p>3 月</p>
<p>(契約違反等)</p> <p>3 有資格者が、本市発注工事等の契約の履行にあたり、次の各号のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 有資格者の責により、契約の履行遅滞による違約金の請求がなされた場合</p> <p>ア 遅滞日数が 30 日以内のとき。</p> <p>イ 遅滞日数が 30 日を超えるとき。</p> <p>(2) 有資格者の責により、契約の解除がなされた場合</p> <p>(3) 完成保証人に対する履行請求、又は損害保険会社等に保険金の請求等がなされた場合</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められた場合</p>	<p>1 月</p> <p>2 月</p> <p>1 年</p> <p>1 年</p> <p>2 月</p>
<p>(安全管理措置)</p> <p>4 有資格者が、本市発注工事等の契約の履行にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、次の各号のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(1) 公衆に次の被害又は損害を与えた場合</p> <p>ア 負傷者の発生又は建物等の損傷</p>	<p>3 月</p>

<p>イ 死亡者の発生</p> <p>(2) 工事関係者及び業務関係者に次の被害を与えた場合</p> <p>ア 負傷者の発生</p> <p>イ 死亡者の発生</p> <p>5 有資格者が、大阪府内における一般工事等の契約の履行にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、重大な事故を生じさせ、又は重大な損害を与えたとき。</p>	<p>6 月</p> <p>1 月</p> <p>2 月</p> <p>1 月～3 月</p>
<p>(贈賄行為)</p> <p>6 役員等又は使用人が、次の各号のいずれかの者に対して行った刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 198 条の規定による贈賄の容疑により逮捕され、送検され、又は起訴されたとき。</p> <p>(1) 本市職員</p> <p>ア 役員等</p> <p>イ 使用人</p> <p>(2) 本市以外の公共機関の職員</p> <p>ア 役員等</p> <p>イ 使用人</p>	<p>3 年</p> <p>2 年</p> <p>1 年</p> <p>6 月</p>
<p>(暴力行為等)</p> <p>7 役員等又は使用人が、その業務に関し本市職員への暴力、脅迫、暴言、侮辱、威圧的な言動その他取引相手方として不相当と認められる言動を行ったとき。</p>	<p>1 年</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>8 有資格者、役員等又は使用人が、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反し、次の各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>(1) 公正取引委員会から告発を受け、逮捕され、又は起訴された場合</p> <p>ア 本市発注工事等</p> <p>イ 本市以外の公共機関発注の工事等</p> <p>ウ 公共機関以外発注の工事等</p> <p>(2) 公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合、又は違反行為の事実を公正取引委員会から公表された場合</p> <p>ア 本市発注工事等</p> <p>イ 本市以外の公共機関発注の工事等</p> <p>ウ 公共機関以外発注の工事等</p>	<p>3 年</p> <p>1 年</p> <p>1 年</p> <p>18 月</p> <p>6 月</p> <p>6 月</p>

<p>(建設業法違反)</p> <p>9 有資格者、役員等又は使用人が、次の各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>(1) 建設業法に違反し、逮捕され、送検され、又は起訴された場合</p> <p>ア 本市発注工事等</p> <p>イ 本市発注工事等以外</p> <p>(ア) 府内発注工事等 (本市発注工事等を除く。)</p> <p>(イ) 府外発注工事等</p> <p>(2) 経営規模等評価申請書、総合評定値請求書又はそれらの添付書類についての虚偽記載により、次のア又はイの処分を受けた場合</p> <p>ア 建設業法第 28 条第 1 項に基づく指示処分</p> <p>イ 建設業法第 28 条第 3 項に基づく営業停止処分</p> <p>(3) 建設業法に違反し、次のア又はイの処分を受けた場合 (前号の場合を除く。) 又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成 12 年法律第 127 号) 第 15 条の規定に違反し、アの処分を受けた場合</p> <p>ア 建設業法第 28 条第 1 項に基づく指示処分</p> <p>(ア) 本市発注工事等</p> <p>(イ) 府内発注工事等 (本市発注工事等を除く。)</p> <p>(ウ) 府外発注工事等</p> <p>イ 建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項に基づく営業停止処分</p> <p>(ア) 本市発注工事等</p> <p>(イ) 府内発注工事等 (本市発注工事等を除く。)</p> <p>(ウ) 府外発注工事等</p> <p>(4) 建設業法第 29 条に基づき、次のア又はイの許可取消処分を受けた場合</p> <p>ア 同条第 1 項第 5 号又は第 6 号に基づく取消処分</p> <p>イ アの処分以外の取消処分</p>	<p>1 年</p> <p>6 月</p> <p>3 月</p> <p>3 月</p> <p>6 月</p> <p>2 月</p> <p>2 月</p> <p>1 月</p> <p>6 月</p> <p>3 月</p> <p>2 月</p> <p>6 月</p> <p>3 月</p>
<p>(入札等)</p> <p>10 有資格者、役員等又は使用人が本市発注工事等の入札等の事務の執行にあたり、次の各号のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 入札、契約等の事務の執行にあたり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な事務の執行を妨げた場合</p>	<p>1 年</p>

<p>(2) 落札（随意契約による業者決定を含む。）したにも関わらず、契約を締結しなかった場合 （他の業者の妨害）</p> <p>1 1 役員等又は使用人が、本市発注工事等に関し、入札参加希望者が資格審査に応募すること、落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。</p>	<p>6 月</p> <p>1 年</p>
<p>（公契約関係競売等妨害又は談合）</p> <p>1 2 役員等又は使用人が、次の各号のいずれかに該当する入札に関し、刑法第 96 条の 6 第 1 項の規定による公契約関係競売等妨害又は同条第 2 項の規定による談合の容疑により逮捕され、送検され、又は起訴されたとき。</p> <p>(1) 本市発注工事等</p> <p>ア 役員等</p> <p>イ 使用人</p> <p>(2) 本市以外の公共機関発注工事等</p> <p>ア 役員等</p> <p>イ 使用人</p>	<p>3 年</p> <p>2 年</p> <p>1 年</p> <p>6 月</p>
<p>（その他の法令等違反）</p> <p>1 3 前各項に掲げる場合のほか、有資格者、役員等又は使用人が、次の各号（ただし、使用人は第 3 号を除く。）のいずれかに該当し、本市発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 各種法令に違反し、監督官庁から処分を受け、又は法令に基づき商号等を公表された場合</p> <p>(2) 業務に関し、各種法令に違反し、禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により逮捕され、送検され、又は起訴された場合</p> <p>(3) 前各号に掲げる場合のほか、禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により起訴され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められる場合</p>	<p>1 月～ 3 月</p> <p>1 月～ 1 年</p> <p>1 月～ 3 月</p>
<p>（監督、検査等妨害）</p> <p>1 4 有資格者、役員等又は使用人が、本市発注工事等について、本市職員（本市の委託を受けて監督、検査等を行う者を含む。）が行う監督、検査等を妨害し又は指示に従わず、公正かつ円滑な職務の遂行を妨害したとき。</p>	<p>1 年</p>

<p>(提出および報告義務違反)</p> <p>1 5 有資格者、役員等又は使用人が、高石市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 20 号）の規定に従わないとき。</p> <p>(1) 同条例第 8 条第 2 項の規定に基づく誓約書を提出しなかった場合</p> <p>(2) 同条例第 9 条第 2 項の規定に基づく報告を本市にしなかった場合</p>	<p>3 月</p> <p>2 月</p>
<p>(経営不振)</p> <p>1 6 有資格者が、金融機関から取引停止を受けるなど、経営不振の状態にあり、本市発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>経営が改善されたと認められるまで。ただし、上限は 2 年。</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>1 7 前各項に掲げる場合のほか、有資格者、役員等又は使用人が、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>1 月～ 2 年</p>